

## 令和7年度 南魚沼市中小企業海外進出トライアル事業補助金の募集

【お問合せ・申請書提出先】南魚沼市役所 産業振興部 商工観光課  
〒949-6696 南魚沼市六日町 180 番地 1 ☎773-6665

### 概要

南魚沼市内の中小企業が自社製品・技術等の海外への新規販路開拓を図るために、海外において開催される見本市等に初めて出展する者に対し、その出展に要する経費について、予算の範囲内で補助します。

### 対象となる見本市等

見本市、展示会、商談会又は博覧会で、製品やその見本、カタログ、パネル等の展示を伴うもの。ただし、一般消費者への販売を主な目的とするものは対象になりません。

※個別の見本市等が該当するか判断できないときは、見本市等の概要がわかる資料をお持ちいただき、ご相談ください。

### 補助対象者

次のすべてに該当する中小企業者

- 南魚沼市内で営業を1年以上行っている者
- 海外で行われる見本市等に出展した経験がない者
- 南魚沼市暴力団排除条例（平成24年南魚沼市条例第2号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有していない者
- 市税を滞納していない者

### 補助対象経費

出展料 会場借上料 展示装飾・設営費 旅費交通費（※1） 宿泊費（※2）

印刷製本費 広告宣伝費 通訳・翻訳費 通信運搬費 賃借料 委託料

※1：旅費交通費において、急行料金、寝台料金及び座席指定料金については対象外になる場合があります。

※2：宿泊費は、3人分を上限とし、1人当たり5泊、1人1泊当たり2万円を上限とします。

### 補助金額

補助率：補助対象経費の1/2以内（千円未満切捨て）

補助限度額：100万円

※以下は補助対象経費に含まれません。

- 消費税及び地方消費税
- その他市長が不相当と認める費用

## 申請の流れ

### 交付申請

次の書類を提出してください。

- 南魚沼市中小企業海外進出トライアル事業補助金交付申請書
- 事業計画書
- 出展する見本市等の概要がわかる資料
- 納税証明書（市税に滞納がないことを証する書類）
- その他市長が必要と認めたもの

### 交付可否決定

市で補助金交付可否を審査し、可の場合、交付決定を通知します。

- ※ 不交付決定の理由について問い合わせには応じられません。

### 出展

- ※ 交付決定を受けた内容を変更又は中止しようとするときは、南魚沼市中小企業海外進出トライアル事業補助金変更（中止）承認申請書を提出してください。（補助対象経費の減少が2割以内の場合は、提出は不要となります。）

### 実績報告

事業実施後、速やかに次の書類を提出してください。

- 南魚沼市海外展開トライアル事業補助金実績報告書
- 事業実施報告書
- 収支決算書
- 領収書の写し
- その他市長が必要と認めたもの

- ※ 提出期限は令和8年3月31日ですが、事業実施後速やかに提出してください。

### 補助金額決定

市から通知します。

### 請求書提出

南魚沼市中小企業海外進出トライアル事業補助金請求書を提出してください。

### 補助金支払い

市から請求書記載の口座に支払います。